

川崎市使用済自動車等に係る不利益処分の基準

1 目的

この基準は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）及び、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく使用済自動車等に係る不利益処分の基準を行政手続法（平成 5 年法律 88 号）第 12 条第 1 項の規定により作成し、もって不利益処分の公平かつ適正な執行を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 引取業者 法第 42 条第 1 項の登録を受けた者をいう。
- (2) フロン類回収業者 法第 53 条第 1 項の登録を受けた者をいう。
- (3) 解体業者 法第 60 条第 1 項の許可を受けた者をいう。
- (4) 破砕業者 法第 67 条第 1 項（法第 70 条を含む。以下同じ。）の許可を受けた者をいう。
- (5) 関連事業者 引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者をいう。
- (6) 使用済自動車一般廃棄物 使用済自動車であつて、一般廃棄物をいう。
- (7) 使用済自動車産業廃棄物 使用済自動車であつて、産業廃棄物をいう。

3 不利益処分の定義

不利益処分は次のとおりとする。

- (1) 引取業者の登録の取消し等
引取業者に対する法第 51 条第 1 項に基づく登録の取消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止の命令をいう。
- (2) フロン類回収業者の登録の取消し等
フロン類回収業者に対する法第 58 条第 1 項に基づく登録の取消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止の命令をいう。
- (3) 解体業の許可の取消し等
解体業者に対する法第 66 条に基づく許可の取消し、又は 1 年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止の命令をいう。
- (4) 破砕業の許可の取消し等
破砕業者に対する法第 72 条において準用する法第 66 条に基づく許可の取消し、又は 1 年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止の命令をいう。
- (5) 関連事業者に対する引取、引渡、再資源化に関する勧告に係る措置命令
関連事業者に対する法第 20 条第 3 項に基づく勧告に係る措置命令をいう。
- (6) 関連事業者に対する移動報告等に関する勧告に係る措置命令

関連事業者に対する法第 90 条第 3 項に基づく勧告に係る措置命令をいう。

- (7) 関連事業者に対する使用済自動車一般廃棄物、使用済自動車産業廃棄物及び解体自動車の処理に関する改善命令

関連事業者に対する廃棄物処理法第 19 条の 3 に基づく処理基準及び保管基準に適合させるための改善命令をいう。

- (8) 使用済自動車一般廃棄物及び使用済自動車産業廃棄物の処理に関する措置命令

廃棄物処理法第 19 条の 4、第 19 条の 4 の 2、第 19 条の 5 及び第 19 条の 6 に基づく生活環境保全上支障を除去するための措置命令をいう。

4 根拠法令・条項

法第 20 条第 3 項、法第 51 条第 1 項、法第 58 条第 1 項、法第 66 条、法第 72 条において準用する法第 66 条、法第 90 条第 3 項、廃棄物処理法第 19 条の 3、廃棄物処理法第 19 条の 4、廃棄物処理法第 19 条の 4 の 2、廃棄物処理法第 19 条の 5 及び廃棄物処理法第 19 条の 6

5 処分基準

処分基準は、次のとおりとする。

- (1) 引取業者が次のいずれかに該当した場合、引取業者の登録の取消しを行う。

ア 不正の手段により法第 42 条第 1 項の登録を受けたとき。

イ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうか確認する体制が法第 45 条第 1 項の主務省令で定める基準に適合しなくなった場合であって、改善が不可能なとき。

ウ 法第 45 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号のいずれかに該当することとなったとき。

エ 法第 122 条第 11 項の規定に違反して、使用済自動車一般廃棄物の運搬を他人に委託したとき。

オ 法第 53 条第 1 項の規定に違反して、フロン類回収業者の登録を受けずにフロン類回収を業として行なったとき。

カ 法第 60 条第 1 項の規定に違反して、解体業の許可を受けずに解体を業として行なったとき。

キ 法第 67 条第 1 項の規定に違反して、破碎業の許可を受けずに破碎を業として行なったとき。

ク 法第 51 条第 1 項の規定による事業停止の命令に違反したとき。

ケ 法第 20 条第 3 項の規定による命令に違反したとき。

コ 法第 90 条第 3 項の規定による命令に違反したとき。

- (2) フロン類回収業者が、次のいずれかに該当した場合、フロン対類回収業者の登録の

取消しを行う。

ア 不正の手段により法第 53 条第 1 項の登録を受けたとき。

イ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーからフロン類の回収の用に供する設備が法第 56 条第 1 項の主務省令で定める基準に適合しなくなった場合であつて、改善が不可能なとき。

ウ 法第 56 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号のいずれかに該当することとなったとき。

エ 法第 122 条第 11 項の規定に違反して、使用済自動車一般廃棄物の運搬を他人に委託したとき。

オ 法第 42 条第 1 項の規定に違反して、引取業者の登録を受けずに引取を業として行なったとき。

カ 法第 60 条第 1 項の規定に違反して、解体業の許可を受けずに解体を業として行なったとき。

キ 法第 67 条第 1 項の規定に違反して、破砕業の許可を受けずに破砕を業として行なったとき。

ク 法第 58 条第 1 項の規定による事業停止の命令に違反したとき。

ケ 法第 20 条第 3 項の規定による命令に違反したとき。

コ 法第 90 条第 3 項の規定による命令に違反したとき。

(3) 解体業者が、次のいずれかに該当した場合、解体業の許可の取消しを行う。

ア 法第 122 条第 11 項の規定に違反して、使用済自動車一般廃棄物の運搬を他人に委託したとき。

イ 法第 42 条第 1 項の規定に違反して、引取業者の登録を受けずに引取を業として行なったとき。

ウ 法第 53 条第 1 項の規定に違反して、フロン類回収業者の登録を受けずにフロン類回収を業として行なったとき。

エ 法第 67 条第 1 項の規定に違反して、破砕業の許可を受けずに破砕を業として行なったとき。

オ 法第 66 条の規定による事業停止の命令に違反したとき。

カ 法第 20 条第 3 項の規定による命令に違反したとき。

キ 法第 90 条第 3 項の規定による命令に違反したとき。

ク 不正の手段により法第 60 条第 1 項の許可（同条第 2 項の許可の更新を含む。）を受けたとき。

ケ その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第 62 条第 1 項第 1 号の主務省令で定める基準に適合しなくなった場合であつて、改善が不可能なとき。

コ 法第 62 条第 1 項第 2 号イからヌまでのいずれかに該当することに至ったとき。

(4) 破砕業者が、次のいずれかに該当した場合、破砕業の許可の取消しを行う。

- ア 不正の手段により法第 67 条第 1 項の許可（同条第 2 項の許可の更新を含む。）を受けたとき。
 - イ その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第 69 条第 1 項第 1 号の主務省令で定める基準に適合しなくなった場合であって、改善が不可能なとき。
 - ウ 法第 62 条第 1 項第 2 号イからヌまでのいずれかに該当することに至ったとき。
 - エ 法第 42 条第 1 項の規定に違反して、引取業者の登録を受けずに引取を業として行なったとき。
 - オ 法第 53 条第 1 項の規定に違反して、フロン類回収業者の登録を受けずにフロン類回収を業として行なったとき。
 - カ 法第 60 条第 1 項の規定に違反して、解体業の許可を受けずに解体を業として行なったとき。
 - キ 法第 72 条において準用する法第 66 条の規定による事業停止の命令に違反したとき。
 - ク 法第 70 条第 1 項の規定に違反して破砕業を行なったとき。
 - ケ 法第 20 条第 3 項の規定による命令に違反したとき。
 - コ 法第 90 条第 3 項の規定による命令に違反したとき。
- (5) 引取業者及びフロン類回収業者に対し、6 か月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止命令を行う。
- ア 引取業者が、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうか確認する体制が法第 45 条第 1 項の主務省令で定める基準に適合しなくなった場合であって、改善が見込まれるとき。
 - イ フロン類回収業者が、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーからフロン類の回収の用に供する設備が法第 56 条第 1 項の主務省令で定める基準に適合しなくなった場合であって、改善が見込まれるとき。
- (6) 解体業者及び破砕業者に対し、1 年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止命令を行う。
- ア 解体業者が、その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第 62 条第 1 項第 1 号の主務省令で定める基準に適合しなくなった場合であって、改善が見込まれるとき。
 - イ 破砕業者が、その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第 69 条第 1 項第 1 号の主務省令で定める基準に適合しなくなった場合であって、改善が見込まれるとき。
- (7) 次のいずれかに該当した場合、関連事業者に対し 30 日の事業の全部又は一部の停止命令を行う。
- ア 解体業者が、法第 16 条第 5 項の規定に違反して、解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証する書面を保存しなかったとき。

- イ 破砕業者が、法第 18 条第 8 項で準用する法第 16 条第 5 項の規定に違反したとき。
 - ウ 引取業者が、法第 46 条第 1 項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - エ 引取業者が、法第 48 条第 1 項の規定による廃業等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - オ フロン類回収業者が、法第 57 条第 1 項の規定による変更の届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。
 - カ フロン類回収業者が、法第 59 条において準用する法第 48 条第 1 項の規定による廃業等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - キ 解体業者が、法第 63 条第 1 項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - ク 解体業者が、法第 64 条の規定による廃業等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - ケ 破砕業者が、法第 71 条第 1 項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - コ 破砕業者が、法第 72 条において準用する法第 64 条の規定による廃業等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - サ 関連事業者が、法第 130 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - シ 関連事業者が、法第 131 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (8) 次のいずれかに該当した場合、関連事業者に対し 10 日の事業の全部又は一部の停止命令を行う。
- ア 引取業者が、法第 50 条において規定する標識を掲げないとき。
 - イ フロン類回収業者が、法第 59 条で準用する法第 50 条に規定する標識を掲げないとき。
 - ウ 解体業者が、法第 65 条において規定する標識を掲げないとき。
 - エ 破砕業者が、法第 72 条で準用する法第 65 条において規定する標識を掲げないとき。
 - オ 関連事業者が、5(1)から(7)、(8)アからエ及び(9)以外の法違反に該当したとき。
- (9) 次の勧告を受けた関連事業者が正当な理由なくその勧告に係る措置を取らなかったとき、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずる。
- ア 法第 20 条第 1 項において規定する関連事業者への勧告。
 - イ 法第 20 条第 2 項に規定するフロン類回収業者への勧告。
 - ウ 法第 90 条第 1 項において規定する関連事業者への勧告。

- (10) 使用済自動車一般廃棄物、使用済自動車産業廃棄物又は解体自動車の処理に関して、関連事業者に対し、廃棄物処理法第 19 条の 3 に該当するとき、期限を定めて当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずることを命ずる（改善命令）。
- (11) 使用済自動車一般廃棄物、使用済自動車産業廃棄物又は解体自動車の処理に関して、廃棄物処理法第 19 条の 4、同法第 19 条の 4 の 2、同法第 19 条の 5 及び同法第 19 条の 6 に該当するとき、期限を定めてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を構ずることを命ずる（措置命令）。
- (12) 解体業者又は破砕業者が法又は法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）を要求し、依頼し、唆し、若しくは他人が違反行為することを助けたときは、その違反行為に該当する処分内容を適用する。
- (13) 加重事由
関連事業者が複数の違反事由に該当するときは、不利益処分の内容が登録又は許可の取消しに該当する場合を除き、不利益処分の内容を加重して行うものとする。
- (14) その他
この基準に定めのない事項については、関係者間で協議し局長が定めるものとする。

附則

（施行期日）

この基準は、平成 18 年 3 月 9 日から施行する。

附則

この基準は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。